

第 85 回長崎県個人情報保護審査会会議録

1. 会議の日時及び場所

- (1) 日時 平成 31 年 3 月 11 日(月) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- (2) 場所 長崎市尾上町 3-1 長崎県庁 3 階 302 会議室

2. 出席した委員の氏名

池内愛会長、小林透委員、小松文子委員、清水千恵子委員、武藤智浩委員

3. 出席した事務局職員

県民センター 峰松センター長、荒川補佐、荒木係長、中西主任主事

4. 出席した実施機関職員

若者定着課 川口総括課長補佐
高校教育課 山崎総括課長補佐、田川参事

5. 会議に付した案件の名称

- (1) 諮問(制)第 35 号事案の審議について
- (2) 諮問(制)第 36 号事案の審議について
- (3) 諮問(不)第 20 号事案の審議について

6. 会議結果

- (1) 諮問(制)第 35 号事案について、了承された。本日の審議内容を踏まえ、事務局で答申案を作成し、会長一任で決定することとなった。
- (2) 諮問(制)第 36 号事案について、了承された。本日の審議内容を踏まえ、事務局で答申案を作成し、会長一任で決定することとなった。
- (3) 諮問(不)第 20 号事案について、事務局から前回の審議内容を説明後、実施機関から事案の説明がなされ、事案の審議を行った。次回の審査会において、答申の審議を行うこととなった。

7. 議事内容

- (1) 諮問(制)第 35 号事案及び諮問(制)第 36 号事案の審議について

ア 概要説明

(池内会長)

それでは、諮問(制)第 35 号及び諮問(制)第 36 号の審議に入ります。審議は公

開で行います。諮問の内容等について、事務局から説明してください。

【事務局説明】

(池内会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について何か質問はありませんか。

【質問なし】

イ 実施機関説明及び質疑

(池内会長)

本日は、実施機関である若者定着課及び教育庁高校教育課の方々に、ご出席いただいておりますので、諮問事案の内容についてご説明をお願いします。

(若者定着課)

諮問書に付けております諮問に係る事項の次の頁からでございます。「知事からの手紙」の要領ということで作成しております。「事業内容」については、先ほど説明があった項目と重なる場合がございますけれども、「県内の人口減少対策として、県内高校を卒業し他の都道府県の大学へ進学した学生に対し、卒業後の進路決定の際に本県へのUターン就職も視野に入れた職業選択を支援するために、学生の保護者へ『知事からの手紙』を送付することにより県内就職についての理解を深めていただくとともに、県内就職に関する情報を必要とする学生に対し、必要な情報を提供する」ということにしております。取り組みは今回が初めてでございます。「対象者」は、「県外の4年制大学へ進学した本県出身の学生の保護者」ということにしております。参考までに、30年3月卒の高校生は約1万3千人ほどいらっしゃいますけれども、そのうちで県外の大学に進学された方は約3,500人ほどということでございます。それから、「通知の方法」は「各学校の校長の文書に県知事の手紙を添えて保護者へ送付する」ということにしております。「通知の時期」ですけれども、「大学3年生の4月～5月」にかけて送付したいと思っております。但し、平成31年度は大学2年生、大学4年生も含むということで、これは先ほど申しましたように、今回初めての取組で大学2年生、4年生については、こういった取り組みをしていないということからお送りしたいということと、ここに大学1年生が入っていないのは、今の高校3年生については、各高校に対して県の取組のチラシ等を配付させていただいておりますので、ということは、次の大学1年生については、取り組みについて一定周知しているということですので、周知されていない大学2年生から4年生までを31年度は実施するということでございます。それから、2年生については、次の年は3年生になるわけですが、こ

こについては、基本的には、大学 3 年生次に再度通知をしようと思っております。具体的に就職を考えていくのが、大学 3 年生に入ってからということですので、ここはあわせて再度、3 年生次にしたいと思っております。それから、「収集する情報」ですけれども、「生徒及びその保護者の氏名、保護者の住所」ということで、保護者あてに手紙を送りまして、あと保護者から学生さんに伝えていただくというふうな内容にしたいと思っております。それから、今後の取組として、この「知事からの手紙」で今後の県取組の情報について必要である場合は、生徒さんまたは生徒の同意を得た保護者から連絡先をいただきまして、それを活用した訪問活動や情報提供をしたいと思っておりますけれども、今回は最初の「知事からの手紙」を出すにあたっての情報収集ということでございます。それから次の頁ですけれども、手順を書いておりますけれども、まず

県から「知事からの手紙」を送付するために県立、長崎市立、私立高校に依頼をしたいと思っております。それから、各高校から生徒、保護者の氏名、保護者の住所の情報を提供していただく。その提供していただいた住所に基づいて県から保護者あてに「知事からの手紙」を発出するというのが今回の手順です。これ以降についても、先ほど申しました情報提供を希望する保護者、学生については改めて連絡先を本人同意のもとにいただいて、それを活用していくことを考えております。

県内の高校を卒業した高校生すべてに対して実施したいと思っておりますけれども、先ほどの説明にあったように、県立高校及び長崎市立高校については、県の条例の第 7 条第 2 項第 5 号及び第 6 号で収集できると解釈をしておりますので、今回諮問いたしますのは、私立高校についてということになります。

個人情報の取扱いについては、一旦提供がありましたら、県の個人情報保護条例に基づき適正に管理するということと、あと、情報提供するかどうかは、当然、学校側の判断になりますので、ここについては、訪問して、各学校に趣旨を説明したうえで、学校の判断に基づいて提供していただくということで、今後の事務を行っていきたいと思っております。

それから、その次の頁から、依頼文等をお付けしておりますけれども、これは未定稿で、課の中で検討したこの時点のものでして、現在、少し書き方に修正等を加えているところで、最終的には、知事まで決裁を取ったうえで、提出したいと思っておりますけれども、今のところ、ちょっと硬すぎるんじゃないかというような話もありますので、もう少し一般的な手紙の形式にして、最後に知事の自署を入れてお送りしたいと思っております。

それから、9 頁ですけれども、先ほどお話をしました、「知事からの手紙」によって保護者又は学生から同意を得て情報提供をいただきたいというお願いの文書になります。県としても就職を支援するという立場で、様々な取り組みをしておりますので、こういったものについて、詳しく知りたいというふうなご希望があるところについては、さらに情報提供をしていきたいと思っております。

それから、11 頁以降で、岐阜県の文書をつけておりますけれども、全国を調べましたところ、岐阜県には同じような取り組みをしている事例がございましたので、付けております。岐阜県も同じように県立、市立、私立の高校に対して進学者の名簿の提供協力をして、提供があったところについては、就職情報を送付していくという取り組みをされているとお聞きしましたので、参考までに 11 頁以降に添付をさせていただいております。以上でございます。

(池内会長)

どうもありがとうございました。では、36 号の方のご説明も引き続きお願いします。

(高校教育課)

資料の 3 頁をご覧ください。その 3 頁の下の方に記載しておりますけれども、四角で囲んだ部分、 のところになります。まず、県立高校では、先ほど若者定着課から説明がありましたとおり、 で県から校長あてに卒業した生徒及び保護者の氏名であったり、住所に関する情報の提供の依頼を受けて、 で高校卒業後に、今回の場合は、県立高校ですけれども、県外の 4 年制大学に進学した生徒及びその保護者の氏名、保護者の住所を県の方に提供することについて諮問させていただいております。

2 頁の方にお戻りいただきまして、県立高校が保有する個人情報でございますけれども、県立高校では、指導要録の作成であったり、在学中の連絡・指導等に必要のため、生徒に係る個人情報として、氏名、生年月日、性別、現住所を本人から徴収しているような状況でございます。また、保護者についても同様で、氏名、現住所を本人から収集しているような状況です。印で参考までに記載をしておりますけれども、指導要録の作成については、学校教育法施行規則第 24 条に規定をされておまして、長崎県の場合は、指導要録に記載をする内容の正確さを期するために本人から住民票を取って、そこに記載されている名前、住所を記載するというような流れとなっております。また、その指導要録につきましては、学校教育法施行規則第 28 条の規定により 20 年間保管をするというようなことになっております。

今回提供しようとしております個人情報ですけれども、2(1)生徒に係る個人情報、(2)保護者に係る個人情報ということで書いておりますけれども、具体的に申しますと、平成 27 年度から平成 30 年度に県立高校を卒業し、県外の 4 年制大学に進学した「生徒の氏名」、「その生徒に係る保護者の氏名」、「保護者の住所」、実家の住所ということになります。こういったものを県の若者定着課の方に先ほどの事業目的を達成するために、提供しようというものでございます。

提供する形、データですけれども、資料の 4 頁のような形で、学校から県へ提供しようかというふうに考えております。まだ、参考ということで付けさせていただいております。

また、2 頁の方に戻りますけれども、各県立高校が県に個人情報を提供する理由といたしましては、先ほど、公益上の必要性ということで説明があったとおり、県内の高等学校を卒業して、他の都道府県の 4 年制大学へ進学した学生・保護者に対し、卒業した高校の校長からの送付状を添えて、「知事からの手紙」を送付すると。そして、県内就職への理解を深めてもらうということと、大学卒業後の進路決定に当たって、県内の就職情報等を提供することで、Uターン就職しやすい環境を整備するという、また、幅広い職業選択の機会を支援すると、このような公益上の必要性から、提供しようということで考えております。

また、これらの取組でございますけれども、本県長崎県の喫緊の課題である人口減少対策ということで、若年者の県内就職の促進であったり、県内定着につながるというような事務事業でございますので、今回の提供することについては、公益性を有するものと考えているところでございます。

(2)でございますが、県に個人情報を提供する必要性というところで、高校を卒業して 4 年制大学に進学した生徒、そしてその生徒の保護者の氏名、住所に関する情報というのは、その大学へ進学した生徒が卒業した高校しか保有しない情報です。そのために、事務事業の目的であります「知事からの手紙」を送付するということにつきましては、当該生徒が卒業した高校が有する情報、氏名や住所を県に提供する必要があると考えております。

そのような考えのもとから、今回の諮問ということになっております。

先ほど申し上げました、「知事からの手紙」を送付する場合の学校長の送付状でございますけれども、それにつきましては 5 頁の方に、こちらの方も未定稿ではありますけれども付けさせていただいております。説明については以上でございます。

(池内会長)

ありがとうございました。

ただ今の実施機関、2 件つなげて説明を行いましたけれども、質問等ございませんでしょうか。

(小林委員)

確認なんですけれども、これは保護者は県からの手紙とみえるのでしょうか、それとも自分の子どもが卒業した高校からの手紙だと受け取るのでしょうか。

(若者定着課)

一応、県知事からの手紙と校長からの手紙の両方を同封しておりますので、その取り様は、その保護者さんが受け取る取り方だと思いますけれども。一応、県の封筒で出そうと思っておりますので、県からのものをご理解いただけたらと思っております。

(小林委員)

先ほどの5ページのところで、これは校長先生の手紙だと思いますが、「本校を通してお送りしております」て書いてあるんですが、これは今の説明と矛盾していませんか。これは高校から手紙を送っていると読めると思うんですけども。

(高校教育課)

5頁の方は、卒業した高校の校長が送るということになるんですけど、この文章を付けて知事からの手紙を送るということになります。

(小林委員)

知事からの手紙と校長先生からの手紙というのは同じ封筒に入っているんですよね。で、その封筒は県の封筒。5頁は、校長先生の手紙だと思うんですが、「本校を通してお送りしております」と言っているじゃないですか、これは高校が保護者さんに送っているのであれば、要するに高校の封筒に入れて送るのであれば、意味がわかるんですけども。なので、質問したんですけども。一体どっちが送るんだろうと、送る主体はどっちですかという質問です。

(高校教育課)

文面につきましては、まだ未定稿でございます。

(小林委員)

あくまで県が送る手紙の中に校長先生の手紙を同封しますよという理解で正しいですか。

(高校教育課)

はい。送付状の文面については、今後、調整をさせていただければと思っております。

(小林委員)

わかりました。であるとすると、趣旨は勿論大賛成で、いいと思うんですけど、ちょっと懸念しているのは、これってすごくスクリーニングされた情報で、特に子どもの情報ってすごく価値が高いので、ねらわれやすい情報だと思うので、これを県が持つというのは、県自体がリスクを持つと私は思うんですね。それで、例えば、高校が自分の卒業生に手紙を送るのはいいじゃないですか。同窓会の連絡とかですね、送ることはよくあることなので、それは全然、個人情報の保護に関係ない話なので、高校が送る同窓会の連絡のような封筒の中に、知事の手紙を高校に頼んで入れていただいてというやり方

はダメなんですか。つまり、県が個人情報を集めずに、高校に発送をお願いしてしまつと、それで同意を得られた保護者から子ども達の住所とかを県が同意を得たうえでちゃんと集めると、そのやり方ではダメでしょうかというご質問です。

それはご検討されてますか。それと、それはやはりダメなんですか、そのやり方は。

(若者定着課)

やり方としては、おっしゃるように二通りありまして、今回、県が住所をいただいて出すという方法と、おっしゃるように学校に「知事からの手紙」をお預けして、送る機会に送っていただくという二通りがあるというのは、検討しております。

その場合、今まで全く高校側や同窓会側はやっていないことですので、しかも、県としては、できるだけ多くの高校生に周知したいということもありまして、学校側の事務手続きの負担、郵送料の負担を勘案しまして、県の業務として今回はこういった形でやるというふうに考えた次第です。

(小林委員)

はい。ありがとうございました。

(池内会長)

では、私から一つ質問ですけれども、送る先の対象者、対象者としては、平成27年から29年に高校を卒業し、県外の4年制大学に進学した生徒さんということなんですけど、情報を取る時は、その平成27～29年に卒業された方全員の情報を取るんですか。それとも、例えば、提供者側である高校の方から、この子は県外に進学した、この子は浪人してるとか、そのスクリーニングを高校側にさせたうえで、該当者だけの情報をもらうのか、そこはどちらでしたっけ。

(高校教育課)

県立高校の場合は、学校の方で、高校を卒業してストレートで県外の4年制大学に進学した生徒をピックアップして、それをデータとして提供するというふうに考えております。

(池内会長)

そうすると、例えば、後から1年浪人して進学した方はこぼれ落ちますよね、情報の対象から。それはある程度やむを得ないという処理でいくんですか。

(高校教育課)

すでに卒業しておりますので、卒業した生徒が、例えば浪人していつ大学に入ったか

という情報というのが、なかなかつかめづらいところがあります。ですから、いつまで提供をするかということにもつながってくるかと思うのですが、確実に提供する対象としては、ストレートで4年制の大学に進学した生徒というふうに、ある程度対象を絞りたいと思っています。

(池内会長)

そうすると、逆のパターンで、進学はストレートにしたけど、留年して対象学年でないお子さんというのも多分いますよね。それは、保護者の方からのリアクション次第で、例えば、うちの子はまだ就職は考えていないんですという方は、当然、何も言ってこないでしょうし、そこはそういう形で、受けた側に判断してもらおうということで行くんですか。こちらが取捨選択とかではなく。

(若者定着課)

そうですね。ストレートで進学して、留年なく学年を重ねたというのを前提にしていますので、進学の状況とかそういうところで、あるいは辞められていたりとか、そういった後の状況で、変わっていないところもございますけど、そこはもし間違えていたら失礼しますみたいな文面を入れた上で送りたいと思っていますので。

それから、他にSNSに情報発信をしたり、いろんな情報の発信の仕方がございますので、そういったものでも、ある程度、薄く広くになりますけれども、情報は提供できるかと思っています。

(池内会長)

はい。ありがとうございます。

(清水委員)

この事業の考え方ですけれども、事前にどこかの高校の校長先生なりに実施が可能かどうかというところの確認は、今の段階でもうできているのでしょうか。

(高校教育課)

県の課題ということで、人口減少対策の中でも特に若年者の県外流出ということについては、各学校長も十分認識しておりますので、この趣旨については、理解をしておりますものと考えております。

(清水委員)

もう一つ、高校の先生方がどう思っているかわからないんですけれども、そのPTA会とかそういったところへの了解を取られることもお考えでしょうか。直接関

係はないかもしれませんが。

（高校教育課）

直接、各学校のPTAにこういったことをやりますといった、こちらからの働きかけというのはまだしていません。

（清水委員）

学校の先生自体も、まだそこら辺は考えていらっやらない形になるんですか。

（高校教育課）

こういった「知事からの手紙」を送るということについては、まだ。校長、管理職については連絡しております。

（清水委員）

すごく難しい部分だと思うので、丁寧にご理解をいただく必要があるかなと思っていきますけど。

（小松委員）

収集した情報をどのように扱うかというのは、決まっているんですか。

（若者定着課）

いただいた情報については、県が取得した個人情報として県の条例に基づいて使っていく。具体的には、データの管理を、特定の職員に限って利用させるとかですね、あとは、流出に十分注意をすとか。あとは、情報自体が必要なくなれば、具体的には大学生が卒業する年次以降は「知事からの手紙」は出しませんので、それ以降は確実に廃棄をするというふうな取扱いをやっていこうと思っています。

（小松委員）

例えば、封筒に入れて、切手は貼らないかもしれませんが、投函するというのは職員がやるんですか。

（若者定着課）

それは職員が行うようにしています。

（小松委員）

委託先ではなく、職員がやるということですか。

(若者定着課)

そうですね。封筒に詰めたりとか、きちんと封筒詰めが間違いなく合っているかというの、県の職員が行いたいと思います。

(小松委員)

委託先が関与することはないということですか。

(若者定着課)

県が直でやりたいと思います。

(小松委員)

趣旨は理解できるんですけど、私の考えを一つ言うと、大学生ってあまり紙でのやりとりというのはほとんど慣れていないし、あとはメールでのやりとりもあまり最近はない子が多だろうなということで、実は効果がどのくらいあるのかというのは分かりにくいなというのが一つと、それはここでの議題ではないと思いますが。もう一つは、受け取った保護者がどういうふうにデータが取り扱われるかというのが、個人情報保護条例に基づき適切にと言われているのもわからないんじゃないかなと思うんですよね。それで、もう少し具体的にきちんとやっているんですということを書いた方がいいんじゃないかなというふうに私は思いました。

(若者定着課)

承知しました。そこは、少し具体的に記載をしたいと思います。ありがとうございます。

(小松委員)

もう一つ、質問ですけど、Nなびがありますが、県外の大学生からのアクセスというのはどのくらいあるんでしょうか。大体の印象でも構いませんが。

(若者定着課)

あまり多くないと思います。

(小松委員)

最近の学生は、そういう情報ってネットから得るので、そっちを充実するのがいいかなと思うのですが。

(若者定着課)

Nなびについては、大学生が卒業するときの職を探すのに主に使っていただこうと思っていますので、県内の長崎大学とか11あるんですけども、そういった学生さんたちが就職ガイダンスを受けられるときに、ぜひ登録してくださいというふうな願いはしているんですけども、県外の学生さんに対しては、そこら辺の取扱いが不十分で、どこにどういう学生さんがいらっしゃるかというのを掴みきれていないというのがありますので、その周知も併せてこの手紙でやりたいと思っていますところです。

保護者の皆さんに出すというところも、学生に直で手紙を出すと、おっしゃるように、見ずに捨てられたりとかいうケースがありますので、保護者を通して学生さんにも周知出来たらということで考えております。

(池内会長)

他にご質問等ございませんでしょうか。

(小松委員)

もう一つ、すみません。岐阜県はCDで電子データで収集しているようなんですけども、本県はどういう予定でしょうか。

(若者定着課)

私ども、県立高校は教育庁の方で収集していただこうと思っているんですけども。

(小松委員)

電子データですか。

(若者定着課)

そうですね。封筒のあて名にしなくてはいけないので、電子データでいただこうと思っています。そのやり方については、岐阜県のように、CDでコピーして書留で送ってもらうか、あるいはメールで暗号化したうえで、うちに送っていただくか、ここは各高校と相談したうえで、やりやすい方法でやりたいと思います。

(小松委員)

わかりました。

(小林委員)

私が保護者で、いきなり県から手紙をもらってですね、お宅のお子さんは私立大学に行ってますよね、県内に就職しませんか、何で知ってるんだそんなことって、ちょっと

この辺に詳しい人だと思いますよね。高校の校長の手紙が入っていたとしても、今度は何で高校がその情報を県に流したんだって、私、クレームを言うかもしれないですよ。で、そのときに高校側がちゃんと答えられないといけないと思うんですね。そのときに気になるのが、先ほど、解釈運用で、22 頁ですかね、第7条の収集の制限、第2項第8号、「本人以外の収集について公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき」というここに該当するかどうかの判断だと私は思うんですよ。

25 頁のイのところに具体的な例が書いてあったと思うんですけれども、「住民負担の軽減、行政運営の効率化など」と書いてあるんですが、私はこの2つのどちらにも当たらないんじゃないかなと思ったんですけど、これを解釈できる説明はできそうでしょうか。ご父兄からそういうクレームがあったときにですね。例えば、「住民の負担軽減」ということには多分当たらないかと、直接的ではないですよ。すると、「行政の運営の効率化」というふうに言えますか。

(若者定着課)

私どもは、県内の今の学生さんたちに聞きますと、長崎県に仕事がないと、大学に行かれた方はですね、そういうことで、最初から長崎県を探さずに、都会の方に就職されているという方がかなりいらっしゃるということなので、例えば長崎県でも、千人以上の大規模な企業は少ないんですけれども、3百人とか百人とかで、かなりがんばっていらっしゃる企業がいらっしゃいますので、そういった企業も、職業を選択するときに見ていただきたいというのが、今回の手紙の趣旨でございます。今まで県内に就職したいと思わない方についても、そういったことを考えていただけませんかということですので、となると色々な説明会に来ていただく方っていうのはある程度長崎県のことを視野に入れた方で、その説明会とか県からのチラシも見る気もしないような方にそういったことを届けるとなると、やはり高校から住所をいただいて出さないと、なかなか目的が達成しにくいということがありまして、今回、各高校にお願いをしまして、こういった手紙を出したいというふうなことを考えておりますので、そういった意味からすると、そういった手紙を出すこと自体が、私ども若者定着課がやろうとするとかなり難しいことがありますので、行政目的を達成するための手段として、行政運営の効率化が図られるため、このイに該当するというふうに判断しております。

(小林委員)

すみません。今のを簡単に要約すると、そもそも若者に長崎に就職してもらおうという活動することが行政のそもそもの目的で、まさにそれが行政運営にあたると、それを効率化する手段として、今回こういう「知事からの手紙」を送ると、それが行政の運営の効率化につながるんだと、そういうご説明の理解でよろしいですか。

(若者定着課)

はい。

(小林委員)

わかりました。ありがとうございます。

(池内会長)

他にはいかがでしょう。よろしいですかね。

ウ 事案の審議

(池内会長)

では、審議に移りたいと思います。今回の諮問事項である、個人情報の「本人以外からの収集」と「取扱目的以外の提供」、要は情報をもろう方と出す方と今二つのお話をしていますが、これらについては、それぞれ今、条文が出てきましたけれども、いずれも要件がほぼ同じということで、「公益上の必要その他相当の必要があるとき」で、「相当の理由があるとき」というのは、今の25頁のところにもありましたけれども、個別具体的に判断はするけれども、本人以外の者から収集することによる個人の権利利益の侵害のおそれと、本人以外の者から収集することによる住民負担の軽減、行政運営の効率化などを比較衡量し、個別具体的に判断するという要件で、この情報をもろう方も出す方もほぼ同じ要件ということになっていますけれども、この要件を満たすかどうかということですね。公益上の必要と、それから、個人の権利利益を不当に侵害しないかどうかと、簡単に言うとそういうことだと思いますけれども、こちらの要件該当性の方について、ご意見をお願いしたいと思います。

ちょっと口火を切る形で、公益上の必要というところでいくと、これはあると言っていいんだろうなと思うんですよね。やっぱり今のこの、どんどん東京とかに出ていってしまっているこの現状を見ると、なんとか長崎に若い人を来てほしいと、これはやはり県を挙げてしなければいけないことなんだろうと思うので、公益上の必要というのはあるだろうと。で、必要があるから、どこまでもなんでもやっていいのかというと、そこは歯止めがあるわけで、それが先ほども申し上げたような個人の権利利益の侵害のおそれとかですね。結局、本人以外の者から収集するわけですからね。あとそれから、先ほどお話出ましたけれども、行政運営の効率化というところですね。今回のようなお手紙という手段ですときに他のやり方ではダメで、これが一番効率がいいんだというようなお話であれば、効率化というのは認めやすいと思うし。他のやり方があるのに、わざわざやるということであれば、効率化に資するのかどうかということはどうなんだろうという方向に傾くわけで、その辺りですけれども。大体今までのご説明を聞いて、いかがでしょうかね。その辺りで、何か疑問を差し挟む余地があるとか、色んなご意見が

もしあれば、お伺いをしたいと思います。

結局、目的外利用なんですよね。そもそもですね。そこがどうしてもあるので、目的外利用をするということについて、今まで説明していただいたようなやり方で、結局、適正な目的で必要最小限度の範囲内で情報を取るというやり方だと言えればいいのかと思うんですけれども。情報としては、必要最低限にとどまっているかなと思うんですけれども、この辺りは、委員の先生方がでしょうか。

生徒さんのお名前と保護者さんのお名前と卒業時の保護者さんの住所を受け渡しするということなんですけど。例えば、その辺りについて、取りすぎだというご意見あるかもしれないし、いやもっと、例えば、もっとダイレクトに取ったらいいというご意見もあるかもしれないですけど。

(小松委員)

そのあとに、保護者に学生の電話番号まで下さいと言っていますけど、これについては、どういう扱いになるのでしょうか。

(池内会長)

これは、多分、情報提供することについて、生徒さんの同意を取った保護者が任意に自発的に提供していることになるので、今回の保護者も生徒も知らないんですけど、高校側に了解を取って出してもらおうという、ここがOKかどうかという話でしたよね。

例えば、今、9頁の「ご連絡いただく内容」の話をされていたんですよね。これは多分、こういう目的で使いますけどいいですかという了解を取って提供しているということになるので、これは目的外利用という話ではないんだろうと思いますけれども。そういう理解でいいんですか。

(若者定着課)

はい。そのとおりです。本人が出したくなければ、当然出さないということですので、本人、あるいは本人から了解を取った保護者から提供していただくということで、本人から同意をいただいて収集するということになるので、個人情報保護条例関係では特に問題にはならないかと。

(池内会長)

あくまで今回のお手紙を送る先の情報ということでしょうね、保護者の住所氏名とお子さんの名前と。

(小松委員)

私立高校の場合に、「3.個人情報の取扱いについて」も「貴校が」という文章あり

ますが。

(池内会長)
何頁ですか。

(小松委員)
7頁です。これはちょっと意味がよくわからないんですけども。

(若者定着課)
ここは、私立高校が私どもの依頼文によって個人情報の提供をしていただく場合に、学校としては、その情報を出しているのかどうかという判断が一つ入ってくると思います。私立高校の場合は、個人情報保護法の規定に従って、学校の判断をしていただくようになるんですけども、その判断について、どういうふうに考えればいいのかというようなご相談がもしあれば、その際に、ご相談に乗りますと。

(小松委員)
相談に乗りますとはどこにも書いていないですけど。確認して対応してねと言ってるだけですよね。

(若者定着課)
ちょっとこの書き方は、突き放したような書き方になっておりますので、少し修正をしたいと思いますっておりますけれども。

(小松委員)
なるべく高校側にはあまり負担をかけない方がいいと思います。

(若者定着課)
はい。私立高校については、事前に訪問して、この文書を出す前に、内容を説明したうえでしたいと思っております、その時点で私立高校から、これはできないというようなお話があれば、それはやむを得ないと思っております。

(池内会長)
他には、ご意見はございませんでしょうか。
それでは、個別にご意見をお伺いしましょうか。
清水委員、今のところ、いかがでしょう。公益上の理由というところと、権利利益を侵害するおそれがないかどうかという、この二つがポイントなんですけれども。

(清水委員)

公益上の理由というものが、行政側からすると公益性は高いと思いますが、対象の方々が行政とは関係のない方達ですので、十分理解していただくことが必要だと思います。

学校にも理解していただかないといけませんし、場合によっては、PTAの方にも理解していただく。なおかつ、保護者の方にも伝わる手紙になって、こういうところまできっちり押さえたうえで出していますよ、ご心配いりませんよというようなところも必要なうえでの公益性であるとクリアできると思います。

(池内会長)

ありがとうございます。武藤委員、今までのところで、ご意見もしあればお願いします。

(武藤委員)

私は、公益性については、そのとおりかなと思いますが、相当な理由があるというところで、先ほど、行政運営の効率化について説明があったんですけども、結局、公益性になるんじゃないかなと思うので、ここがちょっとあまり行政運営の効率化というところが、あまりしっくりこないかなと。先ほど、小林委員の方から、高校の方から送ってもらったら、情報を収集しなくていいんじゃないかという話もあったので、それができないというので行政運営の効率化につながるのかなという疑問があるところではあります。

(池内会長)

小林委員、いかがでしょう。

(小林委員)

個人情報目的外利用って慎重に判断すべきじゃないかと、基本的に思うんですね。先ほどのように、やっぱり私が親だったら、なんでいきなり知事がうちの息子が県外の大学に行っているのを知っているんだろうと多分疑問に思うと思うんですね。なので、いきなり県からそういう手紙が来るっていうのは、やっぱりちょっとインパクトがあるかなという気がするので、本来は、慎重に判断すべきじゃないかと思うんですね。ただ、お話し伺いましたが、今回、提供する情報は必要最低限度で、先ほどご説明していただきましたが、これは行政の効率化につながるんですという明確なご説明がありましたので、条例的には違反をしているとは私は言えないと思うので、その点では、セーフかなというふうには思うんですけど、ただやっぱり本来なら、最初申し上げたように、県から手

紙を送るんじゃないなくて、高校からの手紙に入れてもらうというやりの方が私はより自然だし、好感もあるんじゃないかなと。で、それをやると、こういう問題があって、こんなにお金がかかって、人手もかかって大変なんだという説明がちゃんとできるのであれば、先ほどの行政の効率化につながるので集めましたという理由になると思うので、それであれば、ギリギリセーフかなというふうな意見です。以上です。

(池内会長)

ありがとうございます。小松委員、いかがでしょう。

(小松委員)

私も、個人情報の扱いは、法令でOKだとしても、個人が非常に反発をするという例が非常に多いですね。なるべくそういうことを想定して、なるべくそういうことが起きないように対応しなきゃいけないだろうなというふうに思っています。今回は、小林先生と同じように、高校の中で済ませるものであれば、高校から送っていただくというのが、私は一番、いいんじゃないかなというふうに思っています。

二つの要件については、県の主張としては、おそらく二つとも、その要件をクリアするとしているだろうなというふうに理解しているんですけども、受け取った個人、保護者の立場に立ってみると、かなり留意して扱わなきゃいけない案件だと思っております。ですので、二つの要件はクリアしているであろうというふうに私は判断しますが、実施する際に、相当留意してやっていただかないと、問題が起きるんじゃないかなという懸念があります。以上です。

(池内会長)

ありがとうございます。今の各委員のご意見の方向性としては、一応、公益上の必要というところと、権利利益の侵害、あるいは相当性の要件というところですね。行政運営の効率化ですとか、そこは一応クリアはできそうなんだけれども、実際送るときに結局自分の情報が知らないうちに県にいつて、そこからお手紙が来たという、そのインパクトに対するクッション的な、例えば、それをどんなふうにするかはまた別にして、文面にどうやって収集したということを書くのかとか、色んなやり方が考えられると思えますけど、そののところをある程度、ご説明を尽くしたうえで、受け取った側があまり驚かないような配慮というか、そこは必要ではないかと、大体今出たような意見というのはそういうところかなと思います。また、高校からの方がいいかもしれないというお話もありました。先ほどのご説明では、予算のこととか、色々ご事情あるんだろうと、一応、検討されて、こちらの方法を採用するというお話ですので、それはある程度、尊重はさせていただきたいと思っておりますけれども。そういったところでしょうかね。実際、実行するときに、もうちょっと色々工夫をされた方がいいのではないかなというふうなそ

んな方向性ですね、今の皆さんのご意見は。

(小松委員)

個人情報のお話になると、法令とか法律ではOKだけど、個人がすごく抵抗感があるって、それで炎上しちゃって、そのプロジェクトがなくなるというのは本当に沢山あるので、気をつけた方がいいと思います。

(池内会長)

では、今回の諮問事項、審査会として、認めるか認めないかという結論を出しますけれども、率直に多数決でいきましょうか。

審査会としては、今回の35号、36号、それぞれいきましょうか。35号を認めてよいという方、挙手をお願いします。

【全員挙手】

(池内会長)

よろしいですね。それから、36号、高校の情報提供の方。

【全員挙手】

(池内会長)

よろしいですね。はい。では、いずれも、当審査会として認められるという結論ということで決定をいたします。今後、本審査会としましては、若者定着課と高校教育課のそれぞれに対して答申書をお出しするということとなりますのが、答申案の審議については、事務局の方からご提案などありますでしょうか。

(事務局)

今回の諮問に対する答申については、それぞれ内容が認められるということに加え、先ほどの審議でご意見いただきましたように、実際にお手紙を送付するにあたっては、生徒や保護者の立場に立って、個人情報の取扱いについて説明を尽くすなり、そういった配慮をするといった内容のことを付言で付け加えたものになるかと思われませんが、そういった形でよろしいでしょうか。よろしければ、事務局で案を作成し、会長に判断を仰ぎたいと考えております。

(池内会長)

それでは、今のご説明の方向でさせていただいて、文言等はこちらと事務局で調整を

しながらということでもよろしいでしょうか。

【異議なし】

(池内会長)

それでは、そのように決定します。事務局においては、答申案の作成をお願いします。
以上で諮問(制)第35号及び諮問(制)第36号の審議を終了します。どうもありがとうございました。

議題3の議事内容は非公表